

令和4年3月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和4年3月28日（月）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時40分
- 2 開催場所
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第7号議案 農用地利用集積計画の決定について
報告事項3 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
報告事項4 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより3月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、松原圭子委員、松原八壽雄委員にお願いをいたします。

会 長	<p>本日の付議事件としては、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」が1件、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第7号議案「農用地利用集積計画の決定について」が2件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>3月23日、水野洋子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、市道瀬戸新居線と名鉄瀬戸線間の農振農用地区域内の水田で、昨年から続く一連の3条許可申請でございます。</p> <p>譲受人の申請理由は、営農規模の拡大ということで、自作による管理方式との計画ですが、所有農機具は、耕運機と防除機のみで、水田を自作できる機械力はありません。ただ、これまでの一連の申請地と同様に、当面は作業委託により耕作していくとのことです。</p> <p>申請者は、日進市で借地にてイチジク栽培をしており、借地を返却し次第、本市でイチジクを中心とした営農をしていく予定で、販路については独自の販路を持っているため問題ありません。また、長久手市に所有の水田も最低限管理がされている状態でした。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、営農状況、営農技術及び営農意欲に問題はなく、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
水野洋子 委 員	<p>現在、田んぼが起こされていますが、誰がやっているのでしょうか。</p>

事務局	利用権設定は解除されているので、既にどなたかにお願いしているものと推測されます。
会 長	他に質問もないようですので、第4号議案「農地法第3条の許可申請について」に賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第4号議案について許可することに決定しました。 続いて、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第4条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。 第5号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。
水野洋子 委 員	3月23日、松原八壽雄委員と現地を調査しました。 申請地は、市道瀬戸新居線の城山公園交差点から北上し、突き当りの坂を登った老人ホームの向かい側に位置しています。 申請目的は、約30台分の駐車場とするという内容ですが、既に砂利や碎石が敷いてあり、老人ホームや近隣の県営住宅の入居者のための駐車場として長期間使用されています。 申請地は3方向が道路に面していて側溝があること、南側の境界もU字溝が敷設されていることから周辺農地への影響もありません。また、農地としての復元も難しいものと考えます。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

会 長	質問もないようですので、第5号議案「農地法第4条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第5号議案について許可することに決定しました。 続いて、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。 第6号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
加藤清徳 委 員	本案件は、12月定例総会にて「農用地利用計画の変更について」でご審議いただいた内容でございます。 3月24日、松原圭子委員、荒谷弘美委員と現地を調査しました。 申請地は、中央通り体育館南交差点から甚田歩道橋を越えた南東約200メートルに位置する田で、周辺は東側及び南側が住宅で、西側は分筆後に残る田でございます。 申請内容は、賃貸暮らしをしている夫婦が、今後両親を支え育児をしていくのにも最適な実家近くに使用貸借で分家住宅を建築するものです。資金計画としては、ローン審査結果通知もあり、西側に残る農地の農業用水の給排水に影響はなく、汚水雑排水についても合併処理浄化槽を経て雨水排水とともに既設排水路へ放流する計画であることから、周辺農地に影響はないものと考えます。 以上のことから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

松原八壽雄 委 員	浄化槽の排水はどこに流れるのでしょうか。
加藤清徳 委 員	申請地北側道路との間にある東西に走る既設排水路に放流する計画です。
松原八壽雄 委 員	市街化区域と市街化調整区域の境界ラインが、申請地内を横切っていますが理由は何でしょうか。
事務局	申請地内を南北に歪な境界ラインが横切っていますが、市都市計画課に確認したところ、旧字界が残っているためとのことで、土地改良事業以前の昔の境界が、農地として区画化した後でも残ってしまっているようです。
森下幸夫 委 員	申請としては調整区域として扱うということですね。
事務局	市街化区域と市街化調整区域にまたがった形で建築するので調整区域としています。
会 長	他に質問もないようですので、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第6号議案について許可相当とすることに決まりました。 続いて、「第7号議案 農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第7号議案について説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定する「一括管理方式」と呼ばれる方法に基づいた権利設定でございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 なお、案件が2件ございますが、一括で審議をお願いします。 【第7号議案 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。 よろしくご審議をお願いします。

会 長	説明が終わりました。これより質疑に移ります。 第7号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、第7号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第7号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項3「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」、報告事項4「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、報告事項3「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、1件で714平方メートル、主な概要は、東名西町地内で、その他サービス1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、9件で2,527平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで一般個人住宅8件、その他サービス1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
事務局 補佐	続きまして、報告事項4「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」について、説明させていただきます。 この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会があったものでございます。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】 本案件については、農地転用許可を要する事案でありながら過去に農地転用許可を受けていない事案であったため、令和4年2月22日稲葉地区の調査委員3名と事務局職員で現地を調査し、法務局に対して調査結果を別添のとおり報告しております。

	<p>なお、法務局は、農業委員会からの回答をもとに、地目変更登記申請があったときより2週間以内に処分を行うこととされており、すでに登記官の職権により地目変更登記がなされた旨の報告があったことを申し添えます。報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>法務局へ回答した写しを見ると、県からの指示事項として「近く原状回復命令を行う」とあるが、畑に戻すということか。</p>
事務局	<p>県としては基本的には原状回復命令を行うとしていますが、登記官による地目変更が先行している状況です。</p>
加藤清徳 委 員	<p>今後の対応はどうなりますか。</p>
事務局 補佐	<p>地目が農地でなくなっても、農振農用地区域内の土地であるため農振除外を行うため、所有者と調整中です。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>どんな農地も悪意があればこの方法で転用許可を受けずに地目変更可能ではないか。</p> <p>無断転用の通知があれば法務局も地目変更出来ないのではないか。内容証明郵便を送っていれば防ぐことは可能なのか。</p>
事務局	<p>あくまで法務局の判断ですが、法務局としても、事実確認をしたうえで、申請者の事情を考慮して、変えざる得ないという判断であると思われまます。</p> <p>数十年経過してしまっているもので、こういった事案も出てきますが、新しい事案については、長期間放置せず適宜対応することで、防いでいけると考えます。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。お手元にお配りしました「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてです。</p> <p>これは、今年度の活動が計画に対して達成できたかどうかの評価案を作成し、意見等があれば修正し、本市農業委員会の活動計画に対する点検・評価として公表するものです。内容をご確認いただき意見や修正があれば次回の定例会までに事務局へご連絡ください。</p> <p>なお、令和4年度の活動計画については、現在作成中でございます。4月の農業委員会の際には、案を皆さんにお示し出来るかと思っておりますのでよろしく願いいたします。お知らせは以上です。</p>

会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は4月28日(木)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------